

九州海村の「継承」に関する一考察

—— 近世後期野母村の事例から ——

中 島 満 大

1 問題の所在

現在、社会学ではイエに関する研究が再び取り上げられることが多くなった⁽¹⁾。その契機となったのは、イエが歴史的な存在ではなく、現代にまで持続していることを示す研究が登場したことである。その代表的な研究者である加藤彰彦は、日本家族社会学会が実施している「全国家族調査」の分析結果から、現代においても直系家族システムは持続していることを示した（加藤 2005）。また別稿において、加藤は「直系家族を形成する内発的な力は21世紀のこんにちにおいても日本社会の基層レベルで強力に働いている」という言葉でイエや直系家族システムの強靱さを表現している（加藤 2009: 53-55）。イエをこのように日本社会における基層と捉えるのであれば、イエがどのように持続し、変容してきたのかを素描することは意義のあることである。

イエについて論述されるときに、よく用いられるのは「永続性」という語である。これはイエが永続しているという意味ではなく、イエが永続性を希求するという意味で使われることが多い。このような言葉が登場する背景には、イエが生活集団であり、各成員の生活を維持していくことを目的としていることがある。社会学者の有賀喜左衛門によれば「家は夫婦の結びつきが基礎となって、家庭生活を営む集団ではあっても、同時に家産や家業の運営の集団とならざるを得なかったので、この意味で社会における生活の単位として存在して」おり、「成員の生死を超えて、連続することを目標とした」のである（有賀 1972: 22）。

イエが継続していくためには、「継承」が必要となる。継承とは、実際に家督を継承者（相続者）に譲り渡すこと、つまりイエという生活集団を継続させるために中心となるメンバー

⁽¹⁾ 本稿では、明治に入り法制化され、極端に抽象、誇張された家と区別するため、家を生活の文脈で捉える際には「イエ」という表記を使用する。

を交代させることをさす⁽²⁾。継承に関して「どのようなタイミングで継承が生じるのか」、「誰が継いでいるのか」といった問いに対するこたえは、対象となる地域の生活環境やその条件によって違いがみられることが予想される。しかしながら、徳川社会の再生産に関わる行動（結婚や出生）に関しては一様ではなく地域的多様性がみられることが歴史人口学的研究から報告されているものの（黒須・津谷・浜野 2012）、継承の地域的多様性についてはまだその研究蓄積が充分であるとは言えない。他方、民族学の領域では、継承の地域的多様性が報告されているものの（蒲生 1978）、その地域的多様性がいつ頃から生まれたのかはまだ明らかにされていない。また加藤は、現代にも蒲生らの研究が指摘した人口や家族の地域性を確認することができると述べている（加藤 2009）。継承の地域性が現代においても確認できるのであれば、その地域性がどの年代にまで遡ることができるのかを問うことは重要な課題であると言える。そしてその問いに答えていくことは同時に徳川社会における継承の地域性の解明につながっていく。

2 先行研究

イエの継承の問題に接近するときに、重要な指標となるのは、「何をきっかけとして継承が生じているのか」と「誰が家督を継承しているのか」という点である。まず前者に関しては、第一に前戸主の死亡を契機として継承が行われる場合がある⁽³⁾。これは死亡譲渡（パターン）と呼ばれている。第二に前戸主が存命中に継承が行われる場合がある。これは生前譲渡（パターン）と呼ばれ、隠居を伴うケースが多い。最後に新たにイエを創設する際に戸主となる場合がある。これを本稿では新設（パターン）と呼ぶことにする。この分類は、イエの継承の地域性についての議論を展開していく上で有効なだけでなく、継承の性質も明らかにすることができる。たとえば、生前譲渡の場合、前もって継承者を選択することができるが、死亡譲渡の場合は、死亡が予測できないため、継承者の選択は緊急の課題となることが多く、そのため生前譲渡の方が、戦略的に誰に継承させるのかを決定することができる（速水 1992: 289-290）。

次に「誰が家督を継承しているのか」という点は、イエの継承を分析する際に常に関心が集まる点である。民俗学者の竹田旦は、相続慣行を「長男子相続」、「姉家督相続（初生

⁽²⁾ 家督とは、家長の身分・官職や家名・家格、系譜・祭祀の所有権などに代表される家長（戸主）に付随する権限・地位ないし象徴のことをさしている（竹田 1970: 15）。

⁽³⁾ ここでは、岡田あおいが継承の分析に使用した「死亡譲渡」、「生前譲渡」、「新設（パターン）」の3つの類型を用いる（岡田 2006）。

子相続)」、「選定相続」、「末子相続」に分類している(竹田 1970)。長男子相続は、全国的に数多くみられ、長男がイエを継ぐというかたちの相続である。

一方で姉家督相続は、「長子に女子が生まれた場合に明瞭に現れる相続形式で、その際長男たる弟をさしおいて、長女子たる姉に養子を迎え、これに相続させる方式」と説明されている(竹田 1970: 15)。もちろん、長子が男子の場合は、姉家督相続と長男子相続は一致する⁽⁴⁾。さらに竹田は、この相続の背景に、最初に生まれた子どもに相続させるという観念をみている(竹田 1970)。また社会学者の山本準は、姉家督相続は、早期に労働力を補充するといった側面だけでなく、次世代の跡継ぎ予定者を早期に確保するという側面も有していることを指摘している(山本 2006)。つまり、姉家督は、厳しい環境のなかで早期にイエを安定させる機能をもっていたと言える。

続いて選定相続であるが、これは「複数の相続候補者中より一人の相続人を選定する方式」である(竹田 1970: 17)。この形式ではあらかじめ継承者が決められておらず、通常は親が子どもの中から適した者を選ぶこととなる。

最後の類型である末子相続は、「長子相続に対置するもので、通例末男子が『家』を相続する方式」であり、「主として西南日本に広く分布している」と竹田は述べている(竹田 1970: 16-17)。後述するように、本稿は西南日本の海村を対象としているため、もう少し詳しくみていこう。末子相続は、長男が成人し、分家してイエを出る。同じように次男もイエを出る。結果として、残った子どもがイエを相続し、両親の扶養や先祖祭祀にあたるかたちが典型とされている。法学者の中川善之助は、末子相続について厳密には「非長子相続」とし、末子にこだわる必要はなく、実際の状況に合わせた相続形式であると述べている(中川 1957)。この点に関しては、社会学者の内藤莞爾は、末子相続がみられる地域でも、長男や次男が継ぐ場合があり、その際に制裁やスティグマなどが与えられることはなかったとしている(内藤 1973)。加えて末子相続がみられる地域においても、末子が実際に相続する割合はそれほど高くなく、どちらかと言えば、長子にこだわらずに、実際の状況に合わせて継承していくという側面が前景に出ているとすることができる。

ここからは上述したふたつの指標に従いながら、地域性の議論を検討していこう。蒲生は、長男相続を全国的に分布しているとし、姉家督相続を主として東北日本、末子相続を西南日本にみられることを言及している(蒲生 1978: 331)。同様に速水も歴史人口学的知見ならびにその他の先行研究を考慮に入れた上で、東北日本は長男子／長子継承、中央日

⁽⁴⁾ 実際の相続が姉家督相続か否かを見極めるためには、初生子が女子であること、それに加えて第2子以下の子どもの中に男子がいることが必要となる(山本 2006)。

本は長男子継承、西南日本（東シナ海沿岸部）は長男子／末男子による継承と分類している（速水 2009: 567）。

続いて歴史人口学から報告された徳川社会における継承をみていく（表1参照）⁽⁵⁾。はじめに濃尾地方の西条村では、全ての継承のうち、男子による継承が65%、女子による継承が35%であった（速水 1992）。この割合について、速水は「男子が継承するケースの数が意外に少ない」と述べている（速水 1992: 289）。しかしながら、継承を理由別に分けてみると、男女の傾向がより鮮明となる。男子の場合、死亡譲渡が48%、生前譲渡が42%であったが、女子の場合では、生前譲渡による継承は観察されておらず、そのほとんどが死亡譲渡による継承であった（速水 1992）。つまり、西条村では、女子が戸主となることは少なくなかったが、前もって継承者を決めることができる場合、女子が選ばれることはなかった。

次に西条村における継承と出生順位の関係をみていくと、全ての継承のうち、長子（一人息子のケースも含む）による継承は35%程度であり、次三男及び末子の継承は約10%であった（速水 1992）。この点について、速水融は、「長子が相対的に多かったとしても、西条村では、長子相続が制度的に確立されていなかった」と評している（速水 1992: 289）。

次に東北地方の仁井田村の事例をみていこう。仁井田村では、観察できる継承のうち、死亡譲渡が42%、生前譲渡が41%であった（成松 1992）。そして死亡譲渡の場合、47%が長男による継承であった。また死亡譲渡では約2割程度が女子の手による継承であった（成松 1992）。他方、生前譲渡の場合、長男による継承が56%を占めており、女子が継承するケースは全くみられなかった（成松 1992）。また同じく仁井田村を分析した平井晶子は、1840年以前は長男子相続が相対的に多かったが、長男が相続すべきというルールはあまり厳密なものではなかったこと、1841年以降では本家の相続人は長男だけになっていることを指摘している（平井 2008: 83）

最後に会津山間部の4ヵ村の事例をみると、生前譲渡が51%、死亡譲渡38%であり、この分析結果を受けて、岡田あおいは、東北地方では無隠居制で死亡譲渡（死に譲り）が多いといわれているが、実際は生前譲渡の割合の方が高いことを示した（岡田 2006）⁽⁶⁾。また会津地方では、女子が継承する割合が1割程度であり、その多くが死亡譲渡であった（岡田 2006）。そして継承者の出生順位についても、継承時点で一人息子の場合が44%と最も

⁽⁵⁾ 歴史人口学における相続や継承の分析は、出生や死亡の分析に比べて、分析手法が史料や事例によって異なる場合が多い。したがって、先行研究間で定義や方法が違う場合もあるため、表1や各研究の引用箇所でも留意すべき点について言及する。

⁽⁶⁾ 岡田（2006）の184頁では生前譲渡が53.2%、死亡譲渡が40.4%としているが、本稿では新設パターンを加えて割合を再計算しているため、184頁に記載されている値と本稿で言及する値とは異なっている。

高く、継承時点で兄弟がいるケースが少なかった（岡田 2006）。

これまで徳川社会におけるイエの継承についてみてきたが、その特徴をまとめると、第一に女子よりも男子の方が継承者となることが圧倒的に多く、女子が継承者となる場合は前戸主が死亡したときに限られていた。第二に、各村落において長男子相続が優勢であるとはいえ、それ以外の継承のかたちが数多くみられた。つまり、イエを維持し次世代へとつなげていくため、徳川社会における継承は柔軟性をもっていたと言える。そして第三の特徴は、イエの継承のかたちは、その地域で固定されているものではなく、時間とともに変容していたということである。したがって、イエの継承を分析する際には、継承の多様性ならびに時代変化を考慮する必要がある。

表1 西条村、仁井田村、会津山間部4ヵ村における相続に関する記述統計

	男子			女子		
	185 (64.5)			102 (35.5)		
西条村*1	隠居	死亡	その他	隠居	死亡	その他
	77	90	18	—	89	13
	(41.6)	(48.6)	(9.7)	—	(87.3)	(12.7)
仁井田村*2	隠居	死亡	分家・同家	その他		
	271	278	31	82		
	(40.9)	(42.0)	(4.7)	(17.1)		
会津山間部 4ヵ村*3	男子			女子		
	695 (91.0)			69 (9.0)		
	死亡譲渡	生前譲渡	新設			
	207 (38.3)	273 (50.5)	61 (11.3)			

()内は%

*1:西条村の数値は、遠水(1992)の290-291頁の値を用いて計算した。

また西条村の事例では、新設パターンが含まれていない点に留意する必要がある。

*2:仁井田村の数値は、成松(1992)の172頁の数値を用いて計算した。

なお相続の理由の度数分布は男女別にはなっていない。

*3:会津山間部4ヵ村の数値は、岡田(2006)の174頁、ならびに185頁を参考にして計算した。

相続の理由は、男女別になっておらず、かつ相続の理由が不明なケース(n=33)を除外して割合をもとめた。

本稿では、肥前国野母村（現在の長崎県長崎市野母町〔のまち〕）を対象とし、継承の問題に接近していく。野母は、長崎半島（野母半島）の先端に位置しており、村落の三面を海が囲んでいる。その立地条件を活かし、野母では、漁業を生業として据えてきた。

特に徳川時代から明治初期にかけてはカツオ漁が盛んであり（片岡 2010: 210）、時期によって沿岸部から甑島（こしきじま）方面へ、さらには五島列島、男女群島まで出漁していた（山中 1981）。またそれに伴い、カツオ節の生産も野母村では行われており、土佐節、さつま節、野母節と並び称されていた（山中 1981）。漁業を生業とする村落の分析は、農村や都市に比べて歴史人口学ではまだ研究蓄積が進んでおらず、特に継承に関する知見はまだ提出されていない。野母村を研究することは、地域性の議論だけでなく、生業と継承との関係性についても貢献できると思われる。

3 データと分析方法

本稿は、海村である肥前国野母村に残る『野母村絵踏帳』を用いて徳川社会における継承について分析を行っていく。そして『野母村絵踏帳』が長期にわたって残っていることが野母村を取り上げる理由のひとつになっている。『野母村絵踏帳』は、キリスト教の統制を目的とした『宗門改帳』である。そして歴史人口学や家族史研究からも明らかなように『宗門改帳』は前近代社会の人口や家族、村落社会を知ることのできる良質な史料である。加えて歴史人口学や家族史、あるいは社会学の領域では、『宗門改帳』を用いて、相続や継承を分析することにより、近世や近代移行期のイエの実態を明らかにしてきた。

この『野母村絵踏帳』は、毎年2月に作成されていた。現在、『野母村絵踏帳』は1766（明和3）年から1871（明治4）年までの史料が残っており、その中で欠年は、1767年、1770年、1772年、1781年、1782年、1786年、1789年、1813年、1838年の僅か9ヵ年である。本稿では、『野母村絵踏帳』を用いて、イエの継承を分析していく。

『野母村絵踏帳』は、「一筆」と呼ばれる記載単位ごとに編集されている。この「一筆」が何を示しているのかについては議論が分かれる点である。たとえば、歴史学者の大石慎三郎は、『人別改帳』に比して『宗門改帳』の記載単位の不透明さから、その信頼性に疑問を投げかけた（大石 1976）。それに対し、東北村落のイエの生成過程を研究した平井晶子は、大石の批判に対して、近世中期以降、宗門改帳と人別改帳の融合が進んできたことにより、一概に『人別改帳』だから家の分析に適しており、『宗門改帳』は不適合ということではないと述べている（平井 2008: 28）。また落合恵美子は、宗門改帳の記載単位について「世帯（いや『世帯』とは言わずとも、同居、生活共同、徴税・被支配の単位のいずれとしてであれ、少なくとも当時の社会にあって意味があると思われた社会的単位）」と評価している（落合 1999: 121-122）。本稿は、『野母村絵踏帳』の記載単位を用いて、イエの継承を分析していくという立場をとる。もちろん、実際の生活単位としてのイエと『野

母村絵踏帳』に記載されているイエとの間に若干の乖離が生じている可能性はあるが、公の文書に登録する際に関わりのない人物を登録するとは考えにくい。したがって、本稿は、イエを分析する際に、『野母村絵踏帳』の記載単位を使い、その継承を析出していく⁽⁷⁾。

イエの継承を分析していく際に、本稿は戸主の交代に着目する。ここでの戸主という語は、上述した『野母村絵踏帳』の記載単位の筆頭者をさす。実際の史料には、戸主という語はみられないが、歴史人口学では記載単位の筆頭者を戸主と呼ぶ慣例があり、本稿もそれに従う。そして戸主の交代とは、記載単位の筆頭者が代わることをさす。この戸主の交代を分析することを通じて、本稿は、野母村におけるイエの継承を明らかにしていく。また『野母村絵踏帳』には、戸主の情報だけでなく、戸主との続柄や史料が作成された時点での年齢、旦那寺などの情報が記載されており、適宜、これらの変数を使用し、分析を進めていく。

4 分析結果

はじめに野母村の人口と世帯数の推移をみていこう。図1からも明らかのように、野母村は、人口規模が大きく、人口が1800年代初頭から断続的に増加している。たとえば、先行研究で触れた西条村の人口は300人から400人、仁井田村の人口が400人から500人であり、それに比して野母村の人口規模は2,500人から3,500人と明らかに大きい。そして当初の人口規模が大きいにもかかわらず、史料で追跡できる期間のなかでも人口増加を経験している。特に1810年以降、人口が増加していくスピードは加速している。そしてそれとほぼ並行して世帯数も増加している⁽⁸⁾。この世帯数は、言い換えるならば、戸主の数ということになる。このように野母村では、人口増加とともに新たに世帯が創設され、戸主となる機会が増大していた。

⁽⁷⁾ 以降、本稿では『野母村絵踏帳』の記載単位を便宜上「世帯」と呼ぶこととする。そしてその世帯の形成や継承の分析を通じてイエの継承を明らかにしていく。

⁽⁸⁾ 野母村では、1868年から1869年に世帯数が急激に増えている（図1参照）。1868年に536件だった世帯数は、1869年に618件になっている。この変化については、別稿を用意し、議論する必要があるが、ここでは暫定的な見解を示しておく。この世帯数の増加は、実態として世帯が増えたわけではなく、世帯（つまりは「一筆」）の記載形式が変化したことを反映している可能性が高いように思われる。この世帯数の変化は、世帯や「一筆」がどのような単位であったのかを考える上で重要であり、また機会をあらためて論じたい。

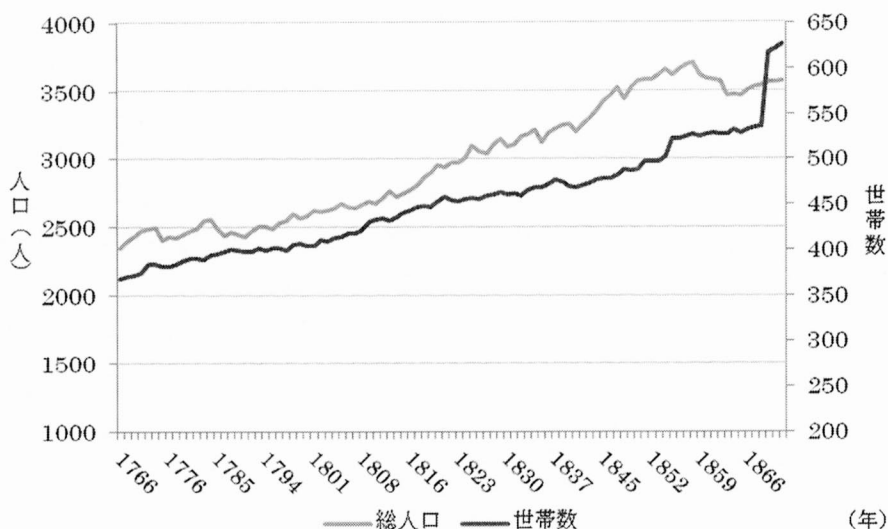


図1 野母村における人口と世帯数の推移

表2は、男女別に戸主の開始理由を示したものである⁽⁹⁾。まず死亡譲渡は、その名の通り、前戸主の死亡を契機として戸主が交代したパターンであるが、男子では993回、女子の場合は464回、死亡譲渡が観察されている。特に女子が戸主となる場合の多くが死亡譲渡によるものである。次に生前譲渡とは、前戸主が生存している状態で戸主の交代が生じたパターンをさす。男子の場合、死亡譲渡には及ばないが、生前譲渡が704回史料に登場する。女子の場合は、死亡譲渡が多いため、生前譲渡は80回にとどまっているが、その他の村落で生前譲渡により女子が戸主となる事例が全くみられない地域も存在することを考えると、生前譲渡によっても女子が戸主となっていたことは野母村の特徴と言えるかもしれない。最後に世帯の新設と同時に戸主となる場合であるが、このパターンの多くは男子によるものである。野母村では、史料が残っている期間のうち、421回世帯が創設されている。それとは対照的に世帯新設時に女子が戸主となるケースは17回であった。表2から、野母村では、男女ともに死亡譲渡による継承が最も多く、次いで生前譲渡による継承、そして世帯を新設することによる継承の順であった。だが女子の場合は、男子に比して、死亡譲渡に集中しており、特に世帯を創設し戸主となる事例はほとんど観察されなかった。

⁽⁹⁾ 開始理由が不明の場合は、2つに区分することができる。ひとつは、最も古い史料である1766年の時点で既に戸主となっている場合である。この場合、どのような理由で戸主となったのかは不明である。もうひとつは、欠年により、戸主がどのようなかたちで交代したのかわからないケースである。

表2 野母村における男女別、戸主の開始理由についての記述統計

	譲渡		新設	不明		Total
	死亡譲渡	生前譲渡		開始年不明	欠年	
男子	993	704	404	355	44	2,500
女子	464	80	17	6	13	580
Total	1,457	784	421	361	57	3,080

続いて死亡譲渡、生前譲渡、新設の各パターンが、時期によりその割合が異なるかどうかを確認する（表3参照）。まず1766年から1799年までは、男子の死亡譲渡による継承が最もその割合が高く、44.7%であった。そして男子の生前譲渡が25.4%、男子による新設が13.4%と続く。この期間は、すべての継承機会のうち、男子が8割以上を占めている。また開始理由をみると、全体の6割近くが死亡を契機として継承が行われていた。続いて1800年から1834年の継承、すなわち人口増加期間の継承をみていくと、前期間に比べて、女子が継承する割合が増えている。全体の2割以上が女子の手による継承であった。また

表3 野母村における男女別、期間別、開始理由別戸主になる割合

1766-99	死亡譲渡	生前譲渡	新設	Total
男子	250 (44.7)	142 (25.4)	75 (13.4)	467 (83.5)
女子	74 (13.2)	18 (3.2)	0 (0.0)	92 (16.5)
Total	324 (58.0)	160 (28.6)	75 (13.4)	559 (100.0)
1800-34	死亡譲渡	生前譲渡	新設	Total
男子	335 (38.4)	217 (24.9)	123 (14.1)	675 (77.3)
女子	162 (18.6)	34 (3.9)	2 (0.2)	198 (22.7)
Total	497 (56.9)	251 (28.8)	125 (14.3)	873 (100.0)
1835-	死亡譲渡	生前譲渡	新設	Total
男子	408 (33.2)	345 (28.0)	206 (16.7)	959 (78.0)
女子	228 (18.5)	28 (2.3)	15 (1.2)	271 (22.0)
Total	636 (51.7)	373 (30.3)	221 (18.0)	1,230 (100.0)

死亡譲渡と生前譲渡の割合は、前期間と比べてもあまり変わっていない。最後に 1835 年以降の継承では、引き続き全体に占める女子の継承の割合が 2 割を超えている。加えて開始理由をみると、死亡譲渡の割合が減少し、生前譲渡と新設パターンがその割合を増している。

表 4 は、男子が何歳のときに戸主になったのかを示したものである。戸主になった年数は、戸主開始年から出生年を引くことによって計算している。1799 年以前では、平均して 31 歳のときに死亡を契機として戸主となっていた。そして生前譲渡の場合、平均戸主開始年齢は 35 歳、新設の場合は 39 歳であった。これをみると、死亡をきっかけとして戸主となる場合が最も早く、世帯を新設する場合が戸主となる時期が最も遅かった。1800 年から 1834 年の間も、前期間の傾向と大きくは変わらない。しかし、1835 年以降になると、生前譲渡により戸主となる時期が前期間よりも早まり、他方、新設によって戸主となる時期が前期間よりも遅くなっている。1834 年以前は生前譲渡の場合、平均して 34 歳頃に戸主となっていたが、1835 年以降は 32 歳前後と平均戸主開始年齢が低くなっている。加えて標準偏差も小さくなっていることから、戸主となる時期の幅が狭くなり、32 歳前後を中心

表 4 野母村男子における期間別、開始理由別戸主になった年齢に関する記述統計

1766-99	平均値	標準偏差	中央値	N
死亡譲渡	31.4	10.7	31	250
生前譲渡	34.5	12.6	35	142
新設	38.8	10.8	37	75
Total	33.5	11.6	34	467

1800-34	平均値	標準偏差	中央値	N
死亡譲渡	32.9	10.7	32	335
生前譲渡	34.7	13.0	33	217
新設	38.7	13.0	36	123
Total	34.5	12.1	33	675

1835-	平均値	標準偏差	中央値	N
死亡譲渡	33.5	10.6	34	408
生前譲渡	31.5	10.2	31	345
新設	42.6	12.4	42	206
Total	34.7	11.6	34	959

として生前譲渡が集中していると言える。

次に野母村女子における戸主開始年齢をみると、死亡譲渡にせよ、生前譲渡にせよ、男

表5 野母村女子における期間別、開始理由別戸主になった年齢に関する記述統計

1766-99	平均値	標準偏差	中央値	N
死亡譲渡	48.3	14.2	48.5	74
生前譲渡	44.9	13.4	46	18
新設	-	-	-	-
Total	47.6	14.0	48	92

1800-34	平均値	標準偏差	中央値	N
死亡譲渡	44.9	16.1	44	162
生前譲渡	41.1	14.3	42	34
新設	45.0	4.2	45	2
Total	44.3	15.7	44	198

1835-	平均値	標準偏差	中央値	N
死亡譲渡	46.4	14.2	46	228
生前譲渡	42.8	14.3	42.5	28
新設	51.9	12.1	53	15
Total	46.3	14.2	46	271

子よりも継承し戸主となる年齢が高いことがわかる（表5参照）。死亡譲渡の場合、女子が戸主となる平均年齢は、1799年以前においては48歳、1800年から1834年では45歳、1835年以降は46歳であった。男子が30代前半で死亡譲渡による継承を行っていたことを考えると、女子の平均戸主開始年齢は高いと言える。生前譲渡でも、男子では30代前半で戸主になっていたが、女子の場合は40代前半で戸主になることが多かった。加えて開始理由を問わず、男子に比して、女子の方が戸主となる年齢のばらつきが大きい。

次に戸主になってから戸主をやめるまでの期間（戸主継続期間）は、男女差がみられることが先行研究で示されている。会津の事例では、男子の戸主継続期間は20年程度、女子は7年程度であった（岡田 2006: 181）。野母村でも同様の傾向がみられる（表6参照）⁽¹⁰⁾。まず男子では、死亡譲渡によって戸主を譲り受けた場合、平均して26年間、戸主を務めていた。そして生前譲渡の場合は22年間、新設の場合も22年間、戸主として役割を果たしていた。一方で女子の場合は、どの継承のパターンにおいても、男子よりも戸主継続期間が短い。たとえば、死亡譲渡の場合をみると、戸主となってから5年後には戸主をやめている。女子の方が男子よりも戸主となる年齢が高いことを考慮に入れても、女子の戸主継続期間は短いと言えよう。したがって、女子は戸主でいる期間が短いことから、「中継」、つまりその世帯で男子が戸主となるまでの中継ぎとしての役割が大きかったと考えられる。

⁽¹⁰⁾ ここでは史料が追跡できる期間中に50歳以上生存している人物に限定している。

表6 野母村における男女別、戸主開始理由別、戸主継続期間についての記述統計

男子	平均値	標準偏差	中央値	N
死亡譲渡	25.7	14.9	25.0	456
生前譲渡	22.4	13.9	21.0	282
新設	21.8	12.9	20.0	168
Total	24.0	14.3	23.0	906

女子	平均値	標準偏差	中央値	N
死亡譲渡	4.9	4.8	3.0	311
生前譲渡	6.8	10.2	3.0	47
新設	8.4	6.7	7.0	10
Total	5.2	5.8	3.0	368

最後に出生順位と継承の関係をみていく。そしてここでは、サンプルサイズの点から分析を男子に限定して進めていく。ここで用いる出生順位は、生まれた時点での出生順位ではなく、その時点で生存している男兄弟のなかでの順位である。つまり、年次によって出生順位が変化することになる。このように出生順位を操作化する理由としては、本稿が対象とする時代は幼少期の死亡率が高く、生まれた時点での出生順位が戸主になる時点の出生順位とは大きく異なっている可能性が高いからである。

図2は、野母村における出生順位別男子人口の推移を示したものである。本稿での出生順位は、母親を基準としているため、母親が特定できないケースでは作成することができない。つまり、史料が残っている1766年以前に、母親が死亡、もしくは世帯の外へ出て行った者に関しては出生順位の情報を得ることはできない。こうした史料上の制約は、時代を経るにつれて徐々に改善されていく。したがって、図2にみられる史料初期における数値の増加は、実際の出生順位別人口の増加ではないことに留意する必要がある。図2から、出生順位別割合をみると、1800年の時点では長男が56.7%、次男が27.7%、三男以降の者が15.5%、1871年の時点では長男が55.6%、次男が27.1%、三男以降の者が17.3%であった。つまり、野母村では、出生順位別の割合は期間によってはそれほど変化していないと言える。以降の分析では、出生順位に関して正確に情報が得られる1800年以降のデータに限定し、分析を行う。

表7から出生順位別に戸主となった理由をみると、長男の場合、戸主となった理由は、死亡譲渡が51.6%、生前譲渡が33.7%、新設が14.7%であった。そして次男の場合、死亡譲渡が41.3%、生前譲渡が36.3%、新設が22.5%であり、三男以降の者の場合、死亡譲渡が37.6%、生前譲渡が33.8%、新設が28.6%であった。表7をみると、長男に比べて、次

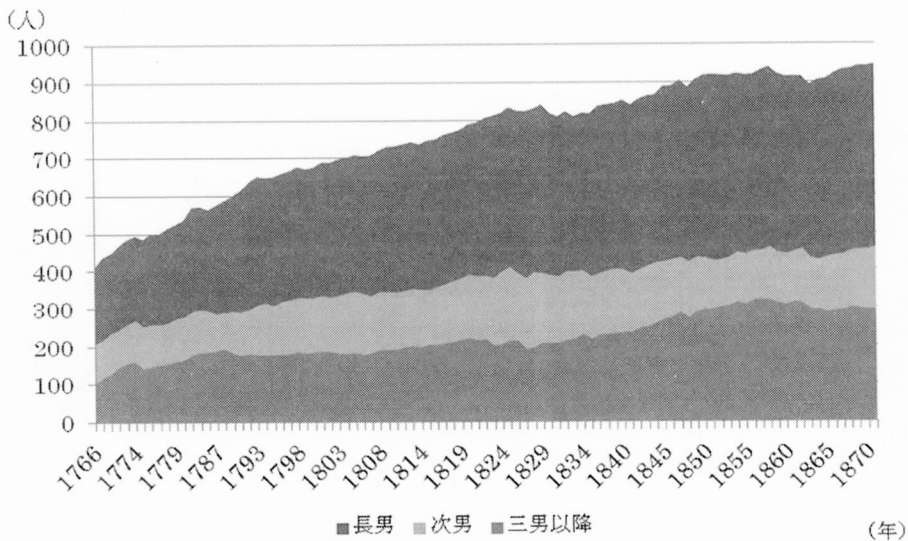


図2 野母村における出生順位別男子人口の推移

表7 野母村男子における出生順位別戸主開始理由割合 (1800-1871 年)

	死亡譲渡	生前譲渡	新設	Total
長男	368 (51.6)	240 (33.7)	105 (14.7)	713 (100.0)
次男	158 (41.3)	139 (36.3)	86 (22.5)	383 (100.0)
三男以降	117 (37.6)	105 (33.8)	89 (28.6)	311 (100.0)
Total	643 (45.7)	484 (34.4)	280 (19.9)	1407 (100.0)

男・三男以降の者は死亡譲渡の割合が小さく、その代わりに生前譲渡や新設によって戸主となる割合が大きかった。特に長男に比べて、新しく世帯を形成する割合が次三男では高く、世帯の新設を機に彼らは戸主となっていた。

続いて図2で示した出生順位別男子人口を分母として、出生順位別男子戸主人口を分子として、出生順位別粗戸主率を計算してみよう。野母村男子の出生順位別粗戸主率をみると、1800年における長男の粗戸主率は39.6%、次男の粗戸主率は15.1%、三男以降の者の粗戸主率は4.3%であった(図3参照)。つまり、1800年の野母村では、全ての長男のなかで39.6%の者が戸主の状態にあり、次男の場合は15.1%の者が戸主であった。次に粗

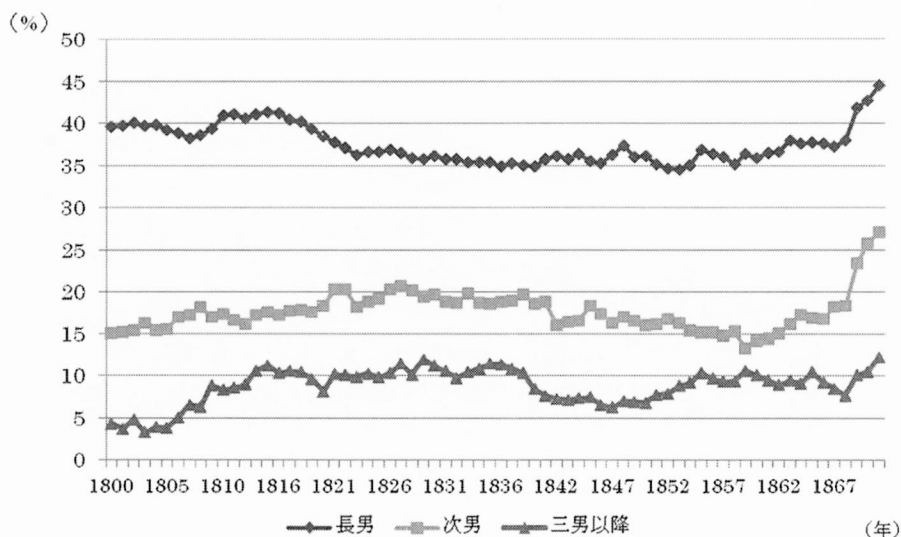


図3 野母村男子における出生順位別粗戸主率の推移

戸主率の推移をみていくと、1800年代初頭では、長男の粗戸主率は40%前後であったが、1815年あたりから徐々に下降していく。そのあと、35%付近で長男の粗戸主率は安定する。その一方、次男と三男以降の者の粗戸主率は、1800年から1820年頃まで上昇傾向にあると言ってよい。1820年以降、次男の粗戸主率は20%前後を、三男以降の者の粗戸主率は10%前後を安定的に推移していくが、1840年頃からどちらの粗戸主率も下がっていく。三男以降の者の粗戸主率は、1845年あたりから再び上昇していくが、次男の粗戸主率は、三男以降の者に遅れて1860年頃から再び上昇の兆しをみせる。また全ての粗戸主率に共通している1868年から1869年の上昇は、前述の世帯数の増加を反映した結果であると言える。図2と図3から、野母村では男子の過半数が「長男」の属性をもち、そのなかで35%から40%の者が戸主についていたことがわかった。また野母村の男子のなかでは、27%程度の者が「次男」であり、そのなかで20%前後の者が戸主となっていたことが明らかになった。

これまで出生順位と戸主との関係性をみてきたが、最後に出生順位によって戸主となる年齢のパターンが異なるかどうかを確認しておこう。図4、5は、出生順位別年齢階級別戸主率である。まず図4をみると、1800年から1834年においては、長男は、20代前半から徐々に戸主となっていき、30代後半では長男の過半数が戸主の役割を担っている。そして50代後半では、長男の80%が戸主についている。一方で次男・三男以降の者は、長男に比べて、戸主になるタイミングが遅いことが図4からわかる。次三男以降の者は、20代後半か

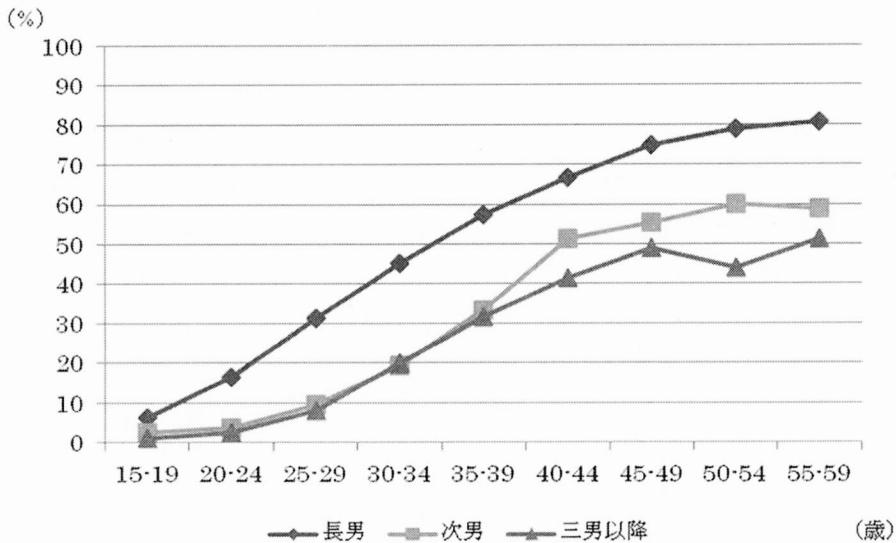
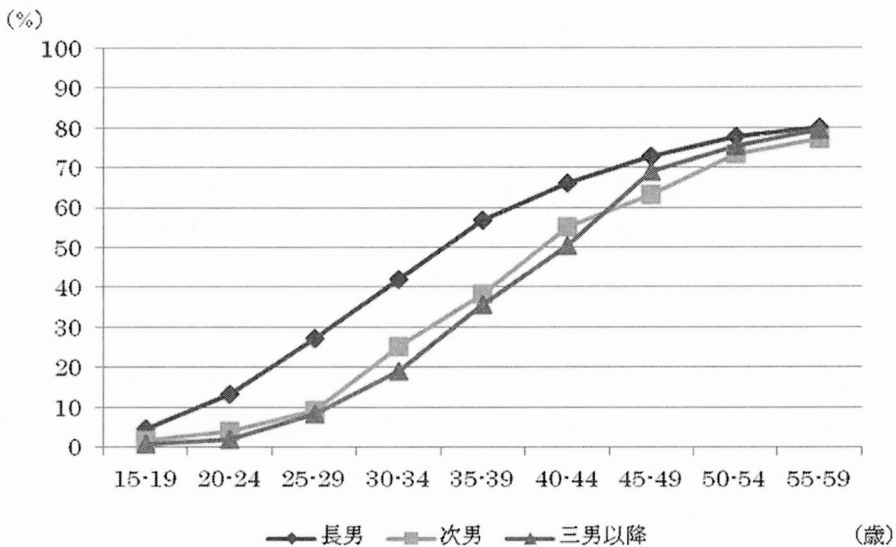


図4 野母村男子における出生順位別、年齢階級別戸主率 (1800-34年)

図5 野母村男子における出生順位別、年齢階級別戸主率 (1835-71年)⁽¹¹⁾

⁽¹¹⁾ 図5は、1835-1871年の出生順位別、年齢階級別戸主率を示しているが、世帯数が急激に増加する年(1869年)の前年で区切り、同じように出生順位別、年齢階級別戸主率を計算したところ、図5とほぼ同じ形状のグラフとなった。つまり、継承に関する出生順位別の年齢パターンの変化は、世帯数の増加によるものではなかったと言える。

ら戸主率が上がっていくが、50代に入っても長男との差は小さくなることはない。しかし、1835年以降になると、次男と三男以降の者の年齢パターンに変化があらわれる。長男の戸主率が、次三男以降の者よりも早く上昇していくことは、前期間でもみられたが、1835年以降では、長男と次三男以降の者との差が、年齢とともに徐々に縮小していた。そして50代後半になると、長男と次三男以降の者との差がほとんどなくなっていた。このように野母村では、長男の方が早く戸主となっており、20代から30代にかけては、長男と次三男以降の者との差が顕著にみられた。しかしながら、1835年以降では、40代前半から少しずつ出生順位による戸主率の差が小さくなり、50代ではほとんど差が消滅していた。

5 おわりに

本稿では野母村の継承についてみてきた。それでは野母村における継承の特徴とは何か。第一の特徴として挙げることができるのは、死亡を契機とする継承が数多く発生しているという点である。新しく世帯を創設するケースを除いて、譲渡パターンだけに限定すると、死亡譲渡の割合が65%を超えている。その他の村落では、死亡譲渡が4割程度であることを考えると、野母村の死亡譲渡の割合は高いと言える。この高水準の背景には、野母村の生業である漁業の存在があると思われる。漁業には、農業や商業などとは異なる死亡のリスクが膚接している。つまり寿命を全うして、そのあと家督の継承が行われるケースに加えて、操業中の事故や不意のアクシデントにより、突発的に継承を行わなければならない状況に追い込まれるケースも野母村では多く、その結果として、同時代の他の村落と比べて、野母村では死亡譲渡が多くなっていた。そして1835年以降における生前譲渡の割合の高まりは、突発的な継承を回避する傾向が強まったことを反映している可能性がある。

第二に野母村では女子による継承が多かったことにその特徴がある。全体として男子による継承が優位ではあったが、譲渡のケースに限定すれば、3割程度が女子による継承であり、これは東北地方の村落と比べると、高い水準にあった。加えてその水準は、濃尾地方の西条村と同程度ではあるが、西条村ではあまりみられなかった生前譲渡によって女子が戸主となるケースが野母村ではみられた。このように野母村の女子は、前戸主の死亡により戸主となる場合が多かったが、前戸主がまだ生存している段階でも戸主となる場合があった。

しかしながら、死亡譲渡、生前譲渡を問わず、女子が戸主として役割を果たす期間は男子に比べて短かった。つまり、野母村において、女子が戸主となる場合は、前戸主の死亡という突発的な事態であれ、前戸主が生存している状態であれ、「中継」としての性格が

強かった。ここでは「中継」としての性格とは、その世帯で戸主を継ぐのにふさわしい男子がいない場合、女子が戸主をつとめているという意味で用いている。ふさわしい男子がいない状況とは、たとえば、世帯内で子どもがいるとしても幼すぎる場合が考えられる。そのような状況において、戸主としてふさわしい男子が現れるまで、女子が戸主としての役割を果たしていたのである。また女子が戸主となる機会が多かったことの背景には、前述した野母村における死亡譲渡の割合の高さがある。漁業に従事することにより、戸主が死亡する確率が高くなっているのであれば、その突発的な状況に対して、女子が戸主となることで対応していた可能性が高い。

第三の特徴は、長男と次三男の継承パターンが明確に違っているという点である。だが長男と次三男の継承パターンを考察する前に抑えておかなければならないのは、野母村における男子の過半数は「長男」であったということである。そしてすべての男子のうち、約27%が「次男」であり、約15%が「三男」以降の者であった。したがって、出生順位によって戸主になる確率が等しければ、長男による継承の割合が最も大きくなる。では実際はどうであったのか。1800年以降、すべての長男のなかで、戸主の役割についている者は、35%から40%であった。一方で次男の場合は、20%前後の者が、三男以降の者の場合は、10%程度の者が戸主になっていた。そして人口が増加していく1810年から1830年代にかけては、長男の粗戸主率が下がり、次男・三男の粗戸主率が上昇するという傾向がみられた。このことは、人口が増加していく局面において次男や三男が戸主となる機会が増えているということを示唆している。

また出生順位別の継承パターンをみると、長男の方が、次男や三男に比べて、早期に戸主になっていた。長男の場合、10代後半から徐々に戸主になる者が増えていき、30代後半では半数以上の者が戸主として生活していた。それに対して、次男や三男は、20代後半から戸主率が上昇する傾向にあった。そして次男や三男の過半数が戸主となったのは、40代以降であった。加えて1800年から1834年においては、継承における長男と次三男との差が、年齢が高くなっても小さくなることはなかった。だが1835年以降になると、次三男の者が、長男に比べて、戸主となるタイミングは遅れているものの、年齢が高くなるにつれて長男と次三男以降の者との差が小さくなっていた。この差の縮小は、前期間（1800年から1834年）ではみられなかった。そして1835年以降では、50代になると、出生順位に関わらず、80%程度の者が戸主となっていた。

戸主となる理由と出生順位との関係を見ると、長男は、前戸主の死亡により、家督を譲り受けていたケースが多かった。次男や三男も死亡譲渡の割合が生前譲渡や新設に比べて高かったものの、長男と照らし合わせると新設の割合が高かったと言える。つまり、次男

や三男は、新しく世帯をもつことを契機として戸主となることが、長男に比べて多かったということになる。前述のとおり、次三男は、長男に比して戸主となるタイミングが遅く、この新設の割合が高いことも戸主となるタイミングを遅らせる一因となっていた可能性がある。このことは、野母村では新しく世帯を創設できる力、言い換えるならば、社会経済的な基盤があったことを示している。分家が規制されるような海村も少なくないが、野母村では新しく世帯を創ることに對する制限はなかった。分家を制限している村落では、漁獲量が固定的である場合が多く、そのために村落の規模が大きくなることや、人口・世帯数が増えることを避けなければならなかった。しかし、野母村では、地先の海だけでなく、男女群島や鹿児島の方まで遠征していた。したがって、漁獲量は限定されておらず、舟を持ち（あるいは舟に乗り）、技術があれば、経済的な基盤を獲得することができた。そのような基盤の上で、人口や世帯数が増加していったと言える。

野母村では、漁業が有している死亡のリスクと、その死亡のリスクを引き受けた上で得られる社会経済的な基盤、独立して生計を立てる力がイエの継承と深く関わっていた。漁業が潜在的に有している死亡のリスクは、漁師本人だけでなく、その家族やイエのリスクとなっていた。そのリスクに備えるため、もしくは対処するために野母村では他の村落に比べて女子が戸主となる割合が高かった。また全体としては、長男が戸主となっていた割合が高かったが、次男や三男が戸主になれないわけではなかった。次男や三男が新しく世帯を形成することも可能であった。また野母村では、長男子相続や末子相続というかたちで、相続を形式化、固定化するのではなく、実際の状況に合わせてイエの継承が行われていたとみるべきであろう。そして次三男以降の者が継承者となるためには、自身の手によって生計を立てる必要があり、漁業はその生活していくための術を与えていたと言える。さらに次三男以降の者が生活していくためには、個人の能力を超えたイエや村落、あるいは海という自然環境の支えを必要としていた。そして状況が許す限りにおいて、次三男以降の者も新たにイエを創設し再生産を行っていた。したがって、野母村では、社会経済的な状況や自然環境に備えて、長男だけでなく、次三男や女子といった多様な継承者を準備していた。このような継承や再生産を維持してきた生活環境が、同時期の他の村落よりも大きな人口規模を支え、かつ長期的な人口成長を達成させていたのである。

参考文献

- 有賀喜左衛門, 1972, 『家（『日本の家族』改題）』至文堂。
大石慎三郎, 1976, 『江戸時代における戸籍について』, 大石慎三郎著『近世村落構造と家制度』御茶の水書房。
岡田あおい, 2006, 『近世村落社会の家と世帯継承——家族類型の変動と回帰』知泉書院。
落合恵美子, 1999, 『家族史の方法としての歴史人口学』, 野々山久也・渡辺秀樹編著『家族社会学入門』文化

- 書房博文社, pp.116-161.
- 片岡千賀之, 2010,『近代における地域漁業の形成と展開』九州大学出版会.
- 加藤彰彦, 2005,「〈直系家族制から夫婦家族制へ〉は本当か」熊谷苑子・大久保孝治編『コーホート比較による戦後日本の家族変動の研究』日本家族社会学会全国家族調査委員会, pp.139-154.
- , 2009,「少子化・人口減少の歴史的意味——計量社会学的アプローチ」『比較家族史研究』24, pp.49-69.
- 蒲生正男, 1978,『増訂・日本人の生活構造序説』ベリカン社.
- 黒須里美・津谷典子・浜野潔, 2012,「徳川期後半における初婚パターンの地域差」黒須里美編著『歴史人口学からみた結婚・離婚・再婚』麗澤大学出版会, pp.24-56.
- 竹田旦, 1970,『「家」をめぐる民俗研究』弘文堂.
- 内藤莞爾, 1973,『末子相続の研究』弘文堂.
- 中川善之助, 1957,「末子相続について」『法社会学』9, pp.43-74.
- 成松佐恵子, 1992,『江戸時代の東北農村——二本松藩仁井田村』同文館.
- 速水融, 1992,『近世濃尾地方の人口・経済・社会』創文社.
- , 2009,『歴史人口学研究——新しい近世日本像』藤原書店.
- 平井晶子, 2008,『日本の家族とライフコース』ミネルヴァ書房.
- 山中熊七, 1981,『漁師の遺文——野母の漁業史』私家版.
- 山本準, 2006,「人口学的側面からみた姉家督——常陸国茨城郡有賀村を事例として」, 落合恵美子編著『徳川日本のライフコース——歴史人口学との対話』ミネルヴァ書房, pp.255-282.

謝辞

本稿の執筆にあたり、『野母村絵踏帳』の使用を認めていただいた速水融先生、ならび史料を現代語に訳し、データベースの基礎となるBDSを作成していただいた成松佐恵子先生、データベースを作成していただいた小野芳彦先生、そしてデータを入力していただいた東美由紀さん、仁田坂真弓さん、松浦早江子さん、花内じゅんこさんに心からお礼を申し上げます。

そしていつも私の研究活動を支えていただいております野母町の皆様、心より感謝申し上げます。

(なかじま みつひろ・博士後期課程)

A Study of Succession in a Fishing Village in Southwest Japan: The Village of Nomo in the Tokugawa Period

Mitsuhiro NAKAJIMA

This article examines succession in a fishing village during the Tokugawa period. The data for this study have been sourced from the local population registers, or *Shumon-Aratame-Cho* (SAC), of the village of Nomo.

The features of succession in Nomo can be summarized as follows: (1) The death of a previous householder led to succession to the position of head of household. Because Nomo was a fishing village, the male mortality rate was higher than that of a farming village. (2) The proportion of the succession by females is higher than that by females in other villages. (3) There are differences in the age pattern of succession by male birth order. An eldest son succeeds to the headship of the household earlier than a second son or a third son, and the succession rate of an eldest son aged between the twenties and thirties is higher than for a second or third son. However, since 1835 the differences of birth order in the succession gradually disappeared as they grew older.

Succession in Nomo was affected by fishing as an occupation. Fishing had a high risk of death compared to farming, as fishermen are exposed to danger from the sea. As a result, in Nomo females and second or third sons had the chance to succeed to the household headship.